
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 190 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理及び金融保証契約の発行者側の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（IFRS 第 9 号「金融商品」における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理に関する意見）

2. 事務局が示したステップ 3 における検討の進め方及び方向性に違和感はない。
3. 減損と分類及び測定との関係については、その他の複合金融商品における組込デリバティブの区分処理など整理が難しい論点が出てくることが考えられるが、一旦議論を始めてみて、その中でどこまで議論するかについてすり合わせながら進めることで良いと考える。
4. 分類及び測定に関して開発を行わない場合、例えば、組込デリバティブを含むその他の複合金融商品について、IFRS では FVPL に分類されて減損規定が適用されない一方、日本基準ではステップ 3 の減損モデルの対象になるといったケースが生じると想定される。このような場合に問題が生じないか慎重に検討することが必要と考える。
5. 分類及び測定に影響が及ぶ論点については、分類及び測定を減損と同時並行的に検討すると非常に時間がかかるため、今回のプロジェクトのタイムラインを踏まえた議論が必要である。
6. 日本基準上、金融商品に含まれる建設協力金やゴルフ会員権に関する差入保証金、流動化による劣後債権等に対する貸倒引当金の取扱いについても整理する必要がある。
7. IFRS と日本基準では負債性金融商品と資本性金融商品の区分に関する取扱いが異なるため、例えば優先株式に転換条項やオプションが付されている場合等に、日本基準上は株

式だが、IFRS 上は負債性金融商品になり、審議資料のどのカテゴリーに分類されるかの整理が変わるケースもあると考える。

(金融保証契約の発行者側の取扱いに関する意見)

8. 銀行等の金融機関は、すでに保証契約を通常の貸付金と同じように信用リスク管理し、貸倒引当金を計上しているため、全体としてこれを減損モデルの対象にしていく方向性は現行実務との一貫性があることから賛成する。
9. 事務局が示した方向性には賛成するが、金融保証の定義や減損の適用範囲については、履行保証も含め、銀行等金融機関が現行実務において金融保証契約又は実質的に同等と捉えている支払承諾は基本的にすべて減損モデルの対象とすることが基準移行の観点からも望ましいと考える。
10. 前受保証料の残高と貸倒引当金については、銀行等金融機関はこれらを別個のシステムで管理していることから、両者のデータを一対一で対応させて紐付けることは実務上困難である。そのため、紐付けに関してはポートフォリオ単位で行うなど重要性を踏まえた対応を検討すべきと考える。
11. 金融保証契約の減損に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるとした場合には、本プロジェクトが対象とする減損に関するモデルの変更だけではなく、債務保証契約の範囲など分類及び測定にも議論が及ぶと考える。減損と分類及び測定を明確にして分けて議論すべきと考える。
12. 支払承諾及び支払承諾見返勘定として両建てで表示する現行の取扱いが会計基準外である点は理解するが、この取り扱いを変更せずに、金融保証契約の減損に関する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れて前受保証料の残高を貸借対照表に計上した場合、全体として貸借対照表に計上される金額が利用者にとって理解が困難になるのではないかと考える。

以 上